

# 和歌山県県道の構造の技術的基準等に関する条例(案)について

## 【基本方針】

安全かつ円滑な道路交通の確保を図るとともに喫緊の課題である歩行者・自転車の安全性の確保、防災機能の強化を図るために、現行道路構造令(政令)を基本としつつも、和歌山県の独自の規定を定めます。

## ○追加する主な独自基準

### (1)都市部の道路における停車帯、植樹帯に関する基準

■円滑な事業の推進を図るため、必要に応じて設けている停車帯の幅員を2.5mから1.5mに縮小します。

※道路構造令(政令)では、大型の自動車を想定していますが、条例では、小型自動車を想定し、標準を1.5mとします。  
また、大型の自動車交通量が多い場合は、2.5mに広げることができるようにします。

■沿道の良好な生活環境を確保するため、日交通量4,000台以上の道路に設置義務のあった植樹帯を、条例では必要に応じて設置できるようにします。

### (2)歩道、自転車歩行者道に関する基準

■自転車歩行者道の幅員は、地形の状況等に応じ、2.5mまで縮小して設置できるようにします。

※道路構造令(政令)では、縮小規定は無く、3.0mの幅員が最小となっています。

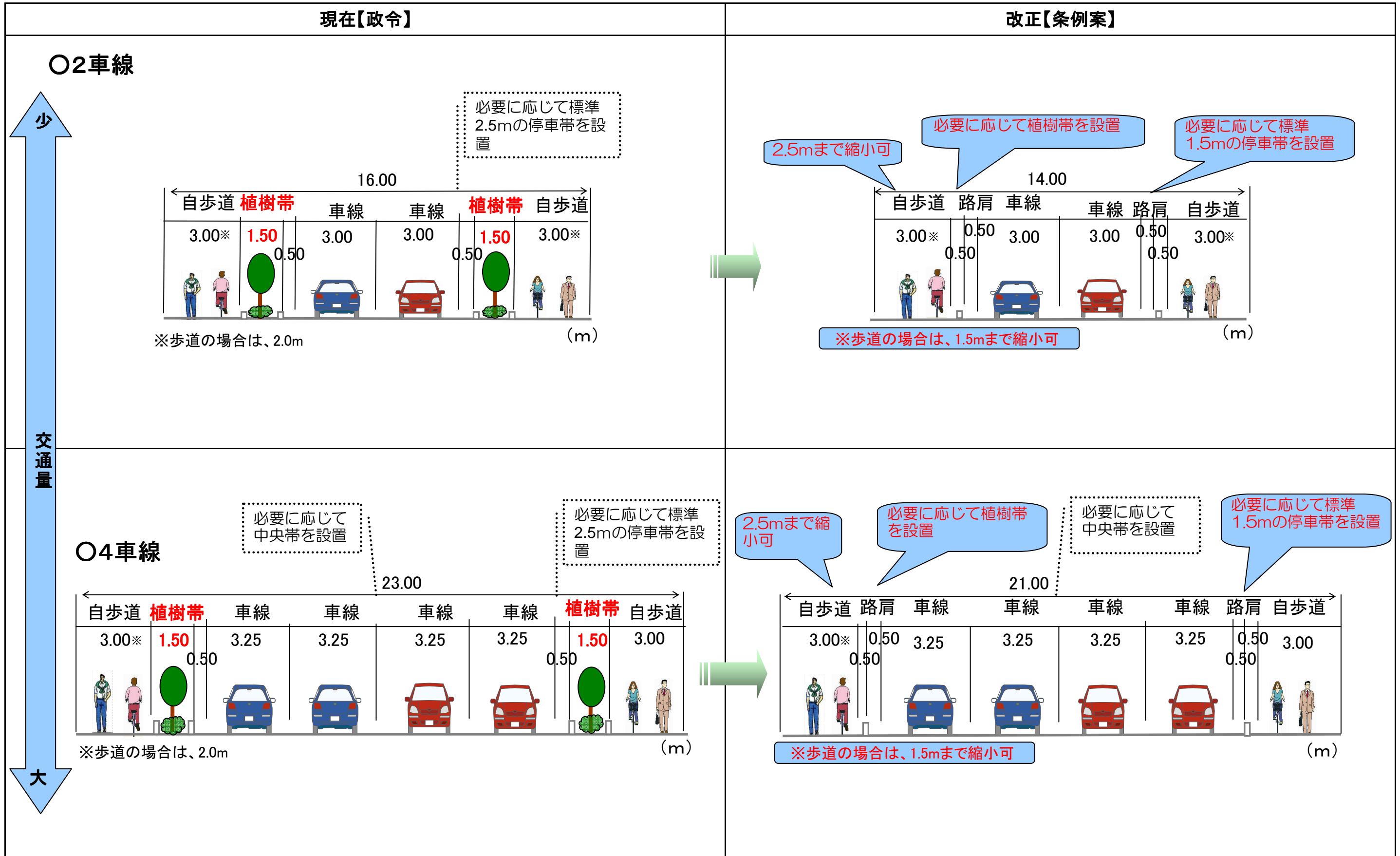
■歩道の幅員は、地形の状況等に応じ、1.5mまで縮小して設置できるようにします。

※道路構造令(政令)では、縮小規定は無く、2.0mの幅員が最小となっています。

■通学路等の児童・生徒等の通行の安全の確保を図るため、応急措置として、最小幅1.0mの歩道を設置できるようにします。

※道路構造令(政令)では、規定がありません。

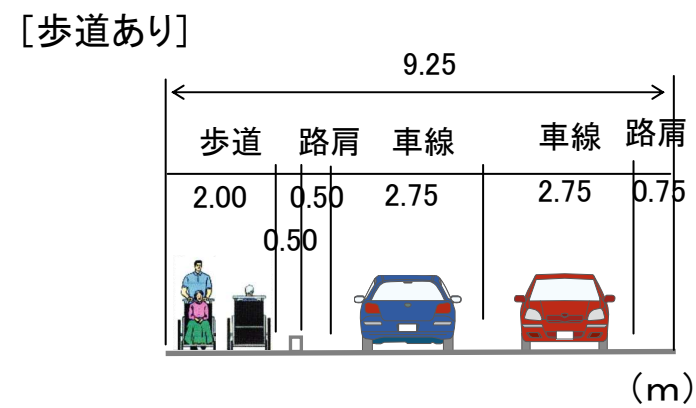
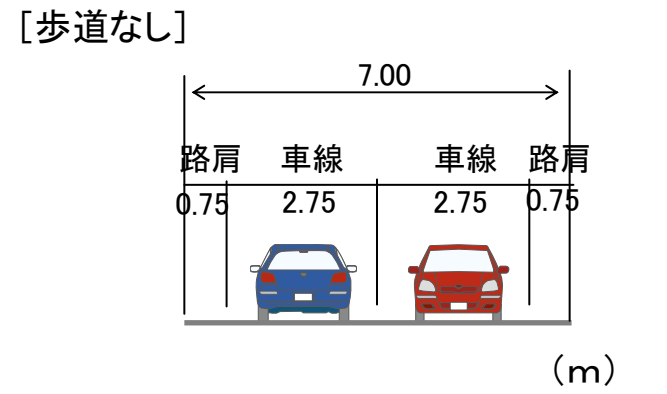
# 都市部の道路の横断構成の例



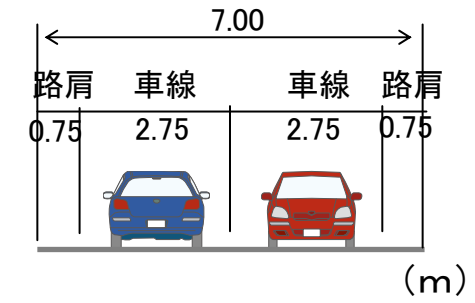
# 地方部の道路(2車線)の横断構成の例

## 〇2車線

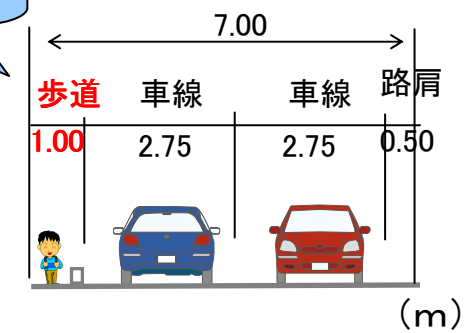
### 現在【政令】



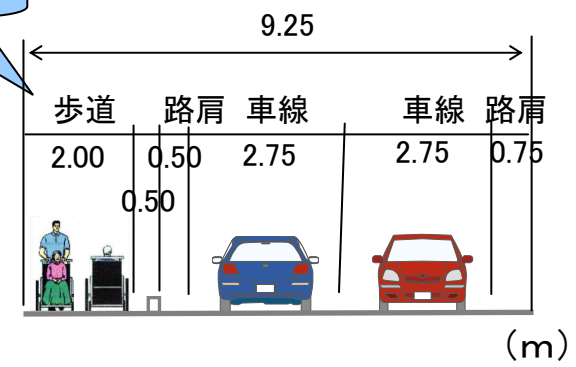
### 改正【条例案】



応急措置として1mの歩道設置が可能



1.5mまで縮小可



# 和歌山県県道の構造の技術的基準等に関する条例(案)について

## (3)防災機能を強化する必要がある道路の幅員等に関する基準

■防災機能を強化する必要がある道路の区間の幅員については、緊急自動車の通行又は災害時の復旧活動等を勘案して定めるものとします。例えば、図1のような幅員の広い道路の整備が可能となります。

※道路構造令(政令)では規定がありません。

■津波により被害が想定される箇所には、必要に応じ図2のような避難のための通路、又は車を停車する箇所を設けることができます。

※道路構造令(政令)では規定がありません。

### 災害時の緊急停車帯の設置

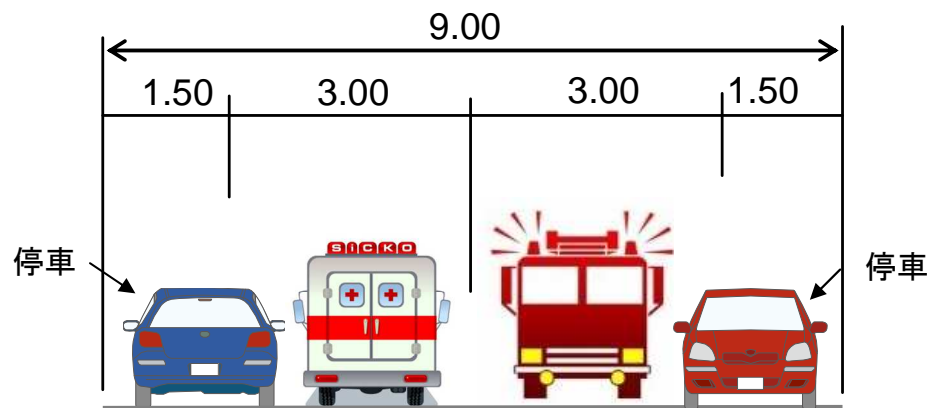


図1

路側に自動車が増車された場合においても、緊急自動車の通行が可能

### 避難のための通路等

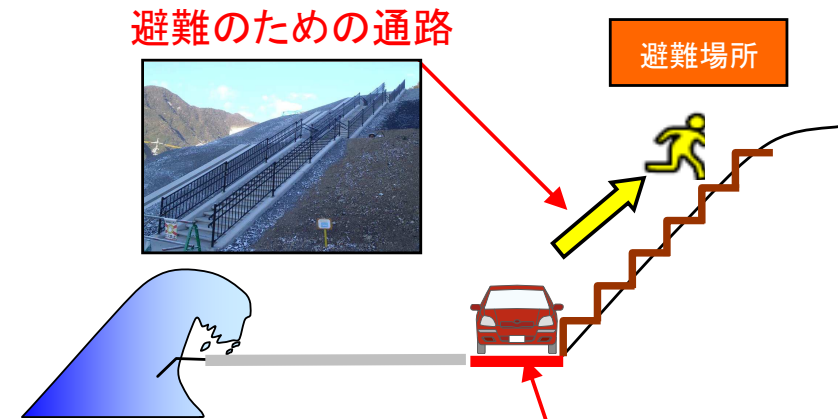


図2

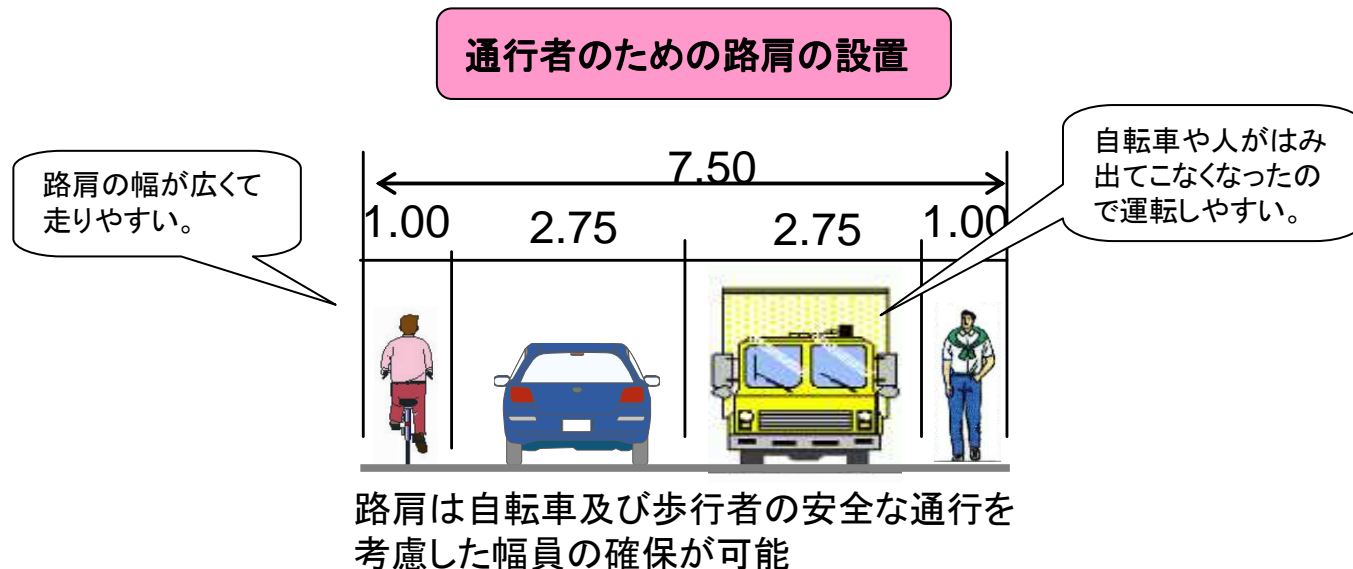
津波発生時において、自動車を停車し、避難場所へ避難することが可能

# 和歌山県県道の構造の技術的基準等に関する条例(案)について

## (4) 自転車及び歩行者の安全性の確保に関する基準

■ 自転車道又は自転車歩行者道を設けない道路の路肩の幅員は、自転車及び歩行者の通行の安全性を勘案して定めることができるようにします。

※道路構造令(政令)では、路肩の幅員は道路種別により、0.5m又は0.75mの規定があります。



## (5) 交差点部の車道幅員の縮小に関する基準

■ 屈折車線を設ける場合の直進車線幅の縮小や、右折車線を設けず、右折車線相当のふくらみを確保した直進と右折の混合車線に代えることができるようにします。

※道路構造令(政令)では規定がありません。